
出席議員（17名）

1番	平間 奈緒美	君	2番	佐々木 裕子	君
3番	佐久間 光洋	君	4番	高橋 たい子	君
5番	安部 俊三	君	6番	佐々木 守	君
7番	広沢 真	君	8番	有賀 光子	君
9番	水戸 義裕	君	10番	森 淑子	君
11番	大坂 三男	君	12番	舟山 彰	君
14番	星 吉郎	君	15番	加藤 克明	君
16番	大沼 惇義	君	17番	白内 恵美子	君
18番	我妻 弘国	君			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口 茂	君
副町長	平間 春雄	君
会計管理者	村上 正広	君
総務課長	松崎 守	君
まちづくり政策課長	平間 忠一	君
財政課長	水戸 敏見	君
税務課長	武山 昭彦	君
町民環境課長	佐藤 富男	君
健康推進課長	大場 勝郎	君
福祉課長	駒板 公一	君
子ども家庭課長	笠松 洋二	君
農政課長併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭	君

商工観光課長	菅野敏明君
都市建設課長	大久保政一君
上下水道課長	加藤克之君
槻木事務所長	高橋礼子君
危機管理監	相原健一君
地域再生対策監	宮城利郎君
税収納対策監	小笠原幸一君
公共施設管理監	小野宏一君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男君
教育総務課長	小池洋一君
生涯学習課長	加茂和弘君

その他の部局

代表監査委員	中山政喜君
--------	-------

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	長谷川 敏
主 査	太 田 健 博

議 事 日 程 (第4号)

平成23年9月8日(木曜日) 午前9時30分 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 2号 柴田町住民自治によるまちづくり基本条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第 3号 柴田町町税条例等の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 4号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 5号 平成23年度柴田町一般会計補正予算
- 第 6 議案第 6号 平成23年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 7 議案第 7号 平成23年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算
- 第 8 議案第 8号 平成23年度柴田町介護保険特別会計補正予算
- 第 9 議案第 9号 平成23年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において15番加藤克明君、16番大沼惇義君を指名いたします。

日程第2 議案第2号 柴田町住民自治によるまちづくり基本条例の一部を改正する 条例

○議長（我妻弘国君） 日程第2、議案第2号柴田町住民自治によるまちづくり基本条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第2号柴田町住民自治によるまちづくり基本条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、地方自治法の一部を改正する法律が、平成23年5月2日に公布され、地方自治法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令により、同法が平成23年8月1日から施行されたことに伴い、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例の一部改正を行うものであります。

改正の内容は、地方自治法第2条第4項において、市町村に義務づけをしていた基本構想に関する規定が削除されたことにより、法の規定上、「基本構想」という語がなくなることから、新たに町における基本構想の定義づけをするものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 補足説明させていただきます。

ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、上位法である地方自治法の一部を改正する法律が、平成23年5月2日公布、8月1日に施行されたことに伴い本条例の一部改正をお願いするものです。

条例改正の概要については、平成21年12月15日閣議決定した地方分権改革推進計画に基づいて、地方自治法第2条第4項に規定されていた市町村の基本構想の策定義務が廃止されました。これにより、基本構想を策定する、しないの判断は市町村の判断にゆだねられました。そこで、住民の負託にこたえ地域社会の経営の任を果たすためには、町の将来の姿を見通した長期にわたる行財政運営の目標と基本的方向を示す必要があると考え、本町としては基本構想の策定が必要と判断しました。

そこで、今後とも基本構想を策定しながらまちづくりを推進していくという基本的な考え方を、柴田町住民自治まちづくり基本条例に改めて規定するものです。

条文の説明を行います。議案書3ページになります。

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例の一部を次のように改正する。

改正前の第17条第2項を削除し、改正後、17条第1項中、まちの将来像の次に（以下「基本構想」といいます。）を加えるものです。

附則については、この条例は、公布の日から施行する。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） 基本構想については、地方自治法が変更になってこういう形にすることなんですか、町としては、基本構想というものは将来像を示す上で必要なんでこれは続けていくということなんですか、町の条例とか規則とか、そういう関係で基本構想にかかわる部分がこのまちづくり基本条例だけになるのか、そのほか何か関係するものが残るのかどうかお伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 今回については、あくまでも先発的な条例改正というような形の情報が県のほうから来ております。来年度、地方分権に伴う一括法というような

法律で各関係する条例の見直しが行われるというようなこととなります。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第3号 柴田町町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（我妻弘国君） 日程第3、議案第3号柴田町町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第3号柴田町町税条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成23年6月30日に公布され、原則として同日から施行されたことに伴い、柴田町町税条例等の一部改正を行うものでございます。

改正の主な内容は、個人住民税、寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ、租税罰則の見直し、税負担軽減措置の適用期間延長などの改正であります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（武山昭彦君） それでは、柴田町町税条例等の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

ただいま提案理由でも申し上げましたが、この改正内容は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応し、税制の整備を図るため、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等の改正が行われ、平成23年6月30日付で公布、原則として同日から施行されたことから、今回町税条例等の一部を改正する条例の制定を行うものであります。

改正内容の主なものといたしましては、寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ、また地方税法における罰則として個人住民税などの脱税犯に係る金銭罰としての過料の上限額の引き上げ、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等についての軽減税率の特例を2年間、延長することなどの改正であります。

それでは、議案書5ページをお開きください。

議案第3号柴田町町税条例等の一部を改正する条例です。

第1条、柴田町町税条例（昭和32年柴田町条例第56号）の一部を改正する条例の第26条、町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料につきましては、文言の整理と町民税の過料の上限額「3万円」を「10万円」に引き上げるものであります。

34条の7、寄附金税額控除につきましては、第1項各号におきまして、寄附金税額控除の対象となる寄附金についての記載の整理と、7ページの中段、第2項以降におきましては、これまで法第314条の7第2項の内容を、この第2項に転記していたものを、法の規定を引用する形に変更し、法第314条の7第2項の定めるところにより計算した金額とするとして記載の簡略を図ったものであります。

また、この引用条文の法第314条の7第2項におきましては、変更になる部分は寄附金税額控除の適用下限額を「5,000円」から「2,000円」に引き下げる改正であります。

9ページになります。36条の3につきましては、適用する施行規則の条項を変更するものと文言の整理です。

36条の4、町民税に係る不申告に関する過料及び53条の10、退職所得申告書の不提出に関する過料につきましては、過料の上限額を「3万円」を「10万円」に引き上げ、また、文言の整理を行うものであります。

10ページをお開きください。

第61条、固定資産税の課税標準の第9項及び第10項につきましては、引用条項の項ずれに

よる変更になります。

第65条、固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料、第75条、固定資産に係る不申告に関する過料と、次の11ページ、第88条、軽自動車税に係る不申告等に関する過料につきましては、それぞれの過料の上限額の「3万円」を「10万円」に引き上げるものであります。

第100条の2、たばこ税に係る不申告に関する過料と、第105条の2、鉱産税に係る不申告に関する過料につきましては、たばこ税及び鉱産税に係る不申告に関する過料規定の新設で10万円以下の過料を課する旨の規定を設けるものであります。

12ページになります。

第107条、鉱産税の納税管理人に係る不申告に関する過料、第133条、特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料につきましては、文言の整理と過料の上限額の「3万円」を「10万円」に引き上げるものであります。

第139条の2、特別土地保有税に係る不申告に関する過料につきましては、特別土地保有税に係る不申告に関する過料規定の新設で10万円以下の過料を課する旨の規定を設けるものであります。

13ページになります。

第139条の3、特別土地保有税の減免につきましては、先ほどの第139条の2が新規追加されたことによります条番号がずれた変更によるものであります。

第141条、都市計画税の納税義務者等の第2項につきましては、10ページの第61条9項、第10項にもありましたが、固定資産税と同様に引用条項の項ずれによる変更となります。

13ページの中段から附則になります。

附則第7条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例につきましては、これまで項附則5条の5第2項の内容を転用しておりましたが、法の規定を引用する形に変更し、13ページの改正後の欄の一番下になります法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とするとして記載の簡略を図ったもので、この引用条文の法附則第5条の5第2項で変更になる部分は、寄附金税額控除の適用下限額を「5,000円」から「2,000円」に引き下げるものであります。

14ページになります。

第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の第1項は、肉用牛に係る課税免除の特例の免除の規定の適用期間を、平成27年まで3年間の延長をするものと、肉

用牛に係る課税免除の引用規定に係る記載の整理と文言の整理を行うものです。

15ページの第2項は、肉用牛に係る免除の規定に係る記載の整理、特例に係る所得割額の規定に係る記載の整理と文言の整理を行うものであります。

16ページになります。

第10条の2、新築住宅等に係る固定資産税の減額の適用を受けようとするものがすべき申告につきましては、固定資産税の減額となる適用対象の改正がなされたことから、引用条項の変更を行うものであります。

第16条の3、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例、17ページの第16条の4、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例、18ページの第19条、読みかえ規定、19ページの第21条、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例、第22条、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例、20ページの第23条、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例、21ページの第24条の2、先物取引に係る雑所得に係る個人の町民税の課税の特例、22ページの第24条の4、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例につきましては、第34の7第1項と第2項及び附則第7条の4におきまして記載の整理を行ったため、それぞれの読みかえ規定が不用になったものであります。

24ページになります。

第2条柴田町町税条例の一部を改正する条例（平成20年柴田町条例第24号）の附則、第2条、個人の町民税に関する経過措置の第9項は、上場株式等の配当等に係る配当所得に対する軽減税率の適用について、第16項は上場株式等の配当による事業所得、配当所得及び雑所得に対する軽減税率の適用について。

25ページの第21項は、条約適用配当等に対する軽減税率の適用について、それぞれの軽減税率の適用期間が平成23年12月31日までであったものを2年間延長し、平成25年12月31日までとするものです。

25ページから26ページにかけての第3条、柴田町町税条例の一部を改正する条例（平成22年柴田町条例第7号）の一部を改正する条例の附則の第1条、施行期日の第1項第4号は、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算特例の施行期間を2年間延長し、平成27年1月1日とするものです。

第2条、町民税に関する経過措置の第6項は、非課税口座内上場株式等の譲渡所得に係る町民税の課税所得計算特例の適用開始を2年間延長し、平成27年度の年度分の個人の町民税

に適用するものとするものです。

26ページの中段以降は、今回の改正条項の附則であります。

附則の第1条施行期日は、税目ごとの過料の罰則規定の施行期日などを定めたもので、過料の改正規定は周知期間として2カ月間を必要期間としているために、2カ月を経過した日とするものであります。

第2条、町民税に関する経過措置の第1項は改正後の寄附金税額控除の規定は、平成23年1月1日以後に支出した寄附金または金銭について適用し、27ページの第2項の規定は、条例施行日から平成23年12月31日までの間における第34条の7、寄附金税額控除の規定の適用について、租税特別措置法第41条の18の2の規定により、寄附金を改正前の規定による寄附金と読みかえて適用するものとするものです。

第3項の規定は、改正後の附則第8条、肉用牛に係る課税免除の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の町民税について適用するとするものです。

第3条、固定資産税の経過措置について、第1項の改正後の規定は、平成23年度以降の固定資産税について適用するものとし、第2項については、改正後の附則第10条の2第4項の規定は、高齢者の居住用の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行日以後に新築される貸家住宅に対して課すべき固定資産税について適用するとするものであります。

第4条、都市計画税に関する経過措置については、条例施行日から平成23年12月31日までの間の改正後の改正条例附則第2条第6項の規定については、改正前の内容で読みかえて適用するとするものです。

第5条、罰則に関する経過措置については、この条例の施行前になしたる行為とこの附則の規定によりなお従前の例によるとされる町税及びこの附則の規定により、旧条例の規定により町税に係るこの条例の施行後になしたる行為に対して罰則の適用については、従前の例にするものとするものであります。

以上、詳細説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

- 議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。9番水戸義裕君。**
- 9番（水戸義裕君） 省令、政令ということでこれには従わなくちゃいけないということになるんですが、これを見ていると、いわゆる経済情勢と雇用が厳しいからということで改正になるんですけれども、これは果たして納めるほうにとってよくなったのか、取るほうにとっては、つまり町にとってはこれが税収がふえることになるのか減ることになるのか、要はその過料は上げられていますけれども期間が3年から2年とかと延びているのもあるという

ことになると、この辺はどうなのかなということをお聞きしたいと思います。

それで、これによって罰則とかも変わってくるということでは、いわゆる納税者側にとってはどういうふうな状況になるかといったこと、見ているとだんだん姿、形がわからなくなるといことがあるので、ちょっと説明していただけますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（武山昭彦君） 大変長い説明文で、しゃべっている本人もだんだんわからなくなるんですけども、今ご質問の、まず過料等につきまして過ち料ということで引き上げがありますけれども、3万円から10万円に引き上げですけれども、柴田町ではこれに適用された方は今のところ、ございません、これまでに。

それと、今、個人の方々、皆さんに一番影響があるというのは、寄附金税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に引き上げるといことで、2,000円を超えた分が申告の際に確定申告していただければ、それが該当になるということ、3,000円ですけれども適用範囲が広がったということ、所得税、住民税上で大変個人の方にとっては減税の対象になるのかなという形になります。

それから、肉用牛とかにつきましても、これまた別に特例につきましては従前と変わりませんのでその延長期間が2年間延びたとか、それから短期譲渡所得、配当所得ものとか、それから条約適用利子とか、いろんなものにつきましても従前と何も変わりなくてただ適用条文の変更等があったという形で、個人の方で一番かわりあるのが先ほど言いました寄附金控除の5,000円から2,000円に下限額が引き下げられたことが一番大きなものかと思われます。以上です。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか、はい、再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） もう一つだけ、さっき105条だったか、軽自動車税がどうかとたしかあったと思ったんですけども、あそこはどういうふうなことになるんですか。10ページ、12ページかな、固定資産税と軽自動車税というのがたしかあったと思うんですけども、その辺は過料、今度立証するというか、そういうところも多少あるのかなというふうな気はするんですけども、その前に鉱産税の前だから10ページになるのか、固定資産税の、この辺も全部過料も上げられているんですけども、11ページですね。この辺はどういうことになるんですか、売り主ということ、これは譲渡の関係ということなんですかね。これについてまたお願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（武山昭彦君） 軽自動車税につきましては、軽自動車協会というところに登録をしてナンバーの交付を受けて運転者が所有するという形になるんですけども、そこで虚偽の申告をして、例えばナンバープレートをどこからか持ってきてということで偽造してつけたとかいろいろな形が考えられるかと思えますけれども、そういう形で軽自動車税逃れ、脱税されたとか、例えば今回、津波によって車がなくなりましたと言っても実際はまだその車に乗っているかもしれません。ということになれば、虚偽の申告という形になるかと思えますので、そういうことが発覚すれば、この過ち料10万円の適用になるかと思われます。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 提案理由で、地方税法等の一部を改正する法律、それから政令、省令が6月30日に公布され、原則として同日から施行されたことに伴って町も一部改正を行うものとありますけれども、こういった手続というものは、例えば国が法律を改正したら市町村というのは何カ月以内に条例を改正しなくていけないという、そういう期限というものはあるんでしょうか、初歩的な質問みたいですけれども。といいますのも、政令とか省令が固まらないうちには、自治体というのは国の法律改正に基づいた自分のところの条例改正ができないのかなど。なぜこんなことを聞くかという、26ページに附則で施行期日ありますね。この条例は公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定はいろいろ定めの日から施行するとあるんですけども、町民とかからすると、国が6月30日にこの法律改正を公布して原則として同日から施行されるという、町の条例改正もその日にさかのぼって効力を発するものが出てこないのかという疑問も持つんでないかと思えますので、そういう点でお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（武山昭彦君） 今回の改正は、通常3月31日ぐらいで国会で通常の税法等、租税特別措置法等を含めた改正があつて4月なり6月の議会で皆さんにお諮りしているところがありますが、今回は先ほど言いました東日本大震災とかいろいろなものを含めて雇用とか経済情勢の悪化を考慮して改正が行われたというものですので、急に起こったわけですけども、今回この改正の内容が急ぐものではないということで、大半が24年の1月1日以降から行われる行為とか何かについて適用するということになりますので、本来すぐにやればいい話だと思いますけれども、県にも確認はしているんですけども、急遽適用する分もないということで9月の議会で提案して十分間に合うという判断をいただいております。3月の改正ですと、なるべく早くということで専決処分をした後に6月の議会で皆様に専決の議決を

いただいているという形になります。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 26ページの見ると、大体各項目の効力を発する時期というのが書いてありますけれども、6月30日にさかのぼって効力が発するものというのではないのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（武山昭彦君） 6月30日にさかのぼってというのはございません。不利益になるものは遡及してはいけないという形になっていますので、そもそもが、そういうものは上程しないことになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。3番佐久間光洋君。

○3番（佐久間光洋君） 11ページにたばこ税に係る不申告に関する過料ということが載っています。これは新しい項目なんですか。（「新設です」の声あり）決算書のほうによると、多分たばこ税とかに関しては不納欠損額あたりはゼロというふうになっていたかというふうに記憶しているんですけども、これはシステム上、たばこ税が入ってこないということはある程度あり得ないぐらいのものなんではないかというふうに思っていたんですけども、これがわざわざ条文になるという根拠というのは何かあるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（武山昭彦君） お答えいたします。たばこ税に関しましては、日本たばこ産業とTSネットワークという会社、柴田町ですと、太豊通商という三つの会社から申告いただいて納税いただいています。この3社を通してだけ税金が入ってくるわけですけども、たまに去年の10月のたばこ税の税率の引き上げがあったときに、手持品課税といいまして、各お店がその当時、9月30日とかに持っていた分で新たに税額が発生しますよね。それまでは旧税率で適用になっておりますので、その段階で新税率が適用になった分の差額をその方々が納めていただく制度もあります、手持品課税というのが。そうしますと、そういう商店の方々が適正な申告をなされていない場合はそういうふうな不申告という形になりますので、議員おっしゃるとおり、通常のことしか考えられませんが、たまにそういう特例がございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） わかりました。

それから、27ページなんですけれども、第3条に高齢者の居住の安定確保に関する法律と

ということで高齢者向け有料賃貸住宅である貸家住宅、これは聞いたことがあるんだけども中味がよくわからないので、どういったものか説明いただきたいんですけども。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（武山昭彦君） 高齢者の住宅につきましては、うちのほうでは税制上のことしかわかりませんが、サービスつき高齢者向け住宅という形になるかと思えます。それで、固定資産税の軽減等が床面積で普通の一般の住宅ですと、50平方メートルから280平方メートルまでが新築住宅の軽減の適用を受けますけれども、この適用を受けますと、30平方メートル以上でもこの新築住宅の軽減を受けられると。ですから、やや小さ目の住宅を建てられても一般の住宅と同じような軽減を受けられて、なおかつ5年間、税額を3分の2にする軽減を受けられるという形で、一般の住宅を建てられた方よりもかなり軽減率が上がるという形になります。

○議長（我妻弘国君） 再々質問、どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） これは個人の住宅ではなくてあくまでも賃貸目的のやつということですね。（「はい」の声あり）

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号、柴田町町税条例等の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第4、議案第4号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第4号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が、平成23年7月29日に公布され同日から施行されたことに伴い、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、死亡者に係る配偶者、子、父母、孫、または祖父母のいずれも存しない場合に限り、同居または生計を同じくしていた兄弟、姉妹に対し災害弔慰金が支給されるようにするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書29ページをお開きください。

議案第4号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例であります。

改正の内容は、災害弔慰金を支給する遺族の範囲に、死亡者に係る配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれも存しない場合に限り、死亡したものの死亡当時、その者と同居し、または生計を同じくしていた兄弟、姉妹を加えるものであります。

このことはさきの国会におきまして東日本大震災の被害の甚大さ等にかんがみ、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が成立しまして、平成23年7月29日に公布、同日施行されたことに伴い条例改正するものであります。

それでは、条例の説明をいたします。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年柴田町条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正する条項は、災害弔慰金を支給する遺族を規定する第4条第1項であります。第4条第1項第1号中、維持していた遺族の次に（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を加え、同項に第3号を加えるものであります。

第3号、死亡者に係る配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれも存しない場合であって、兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。3番佐久間光洋君。

○3番（佐久間光洋君） 改正による該当者は町内にはおられますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 今回の条例改正による対象者といえますか、今回の東日本大震災で亡くなられた方については、柴田町については該当者はございません。

○議長（我妻弘国君） 再質問、ありますか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） **これをもって質疑を終結いたします。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

第5 議案第5号 平成23年度柴田町一般会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第5、議案第5号平成23年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第5号平成23年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、東日本大震災に関する災害補助査定を踏まえた事業費の補正を主なものと

し、あわせて緊急やむを得ない歳出予算について補正をしております。

歳入としては、普通交付税及び臨時財政対策債、並びに22年度歳入歳出額確定に伴う繰越金の補正を行っております。

また、6月の人事異動に伴う人件費の補正並びに債務負担行為の追加及び地方債の変更をあわせて行うものです。

これによります補正額は4億5,318万5,000円となり、補正後の予算総額は136億5,915万4,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 詳細説明をいたします。

議案書の31ページです。

今回の補正は、歳入歳出の予算総額にそれぞれ4億5,318万5,000円を増額し、補正後の総額を136億5,915万4,000円とするものです。歳入歳出の個別説明の前に債務負担行為補正、地方債補正を説明いたします。

36ページになります。債務負担行為補正です。

追加、2件、会議録作成業務委託料285万8,000円、原発事故農畜産物被害対策つなぎ資金利子補給24万円、債務負担として設定いたします。

37ページは地方債の補正です。

臨時財政対策債費の減額補正は、今年度の限度額が確定したことによるものです。

災害復旧費として災害査定による事業確定分について増額補正を行います。補正後、限度額を2億9,690万円とします。

歳入になります。40ページをお開きください。

11款地方交付税です。本年度の普通交付税確定による当初予算との差額1,604万9,000円を増額補正します。補正後、特別交付税を含む地方交付税総額では26億4,604万9,000円となります。

15款1項目1です。民生費国庫負担金、更生医療給付費負担金240万円増額です。これは障害者更生援護事業の医療給付費が伸びたことによる国庫負担の増額となります。

このページ、下の段の16款県支出金も増額となっております。

中段です。目3土木費国庫補助金、公共土木施設災害復旧事業補助金で災害復旧にかかわ

る国庫補助金 1 億8,971万7,000円を追加措置します。

41ページになります。16款県支出金 2 項目 2 民生費県補助金、子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金1,083万5,000円を増額補正します。これは槻木・西船迫保育所のエアコン設置事業と赤ちゃんの駅事業、新たに起こしていますが、その子育て支援事業の補助となります。

19款繰入金です。他会計繰入金は後期高齢者医療特別会計と介護保険特別会計の22年度決算による精算金の繰り入れとなります。基金繰入金では、今回の補正の財源として財政調整基金から5,931万5,000円を手当ていたします。

20款繰越金です。22年度歳計剰余金を補正します。補正後の 1 億2,140万7,000円が確定繰越額となります。

42ページです。

21款諸収入東日本大震災に係る災害対策見舞金130万円を計上します。震災以後、寄せられた見舞金の総額では430万円となっています。ただ、この中には震災給付金、今回の補正予算にも計上しませんが、震災給付金で寄せられたお金があります。それは総額で22、23合わせて3,100万円の規模になっています。

22款は町債です。臨時財政対策債は2,230万円の減額となります。今年度の許可額、いわゆる限度額が示されたことによる補正となります。災害復旧事業債として9,740万円を追加します。これは事業量の拡大によるものです。

歳出になります。43ページをごらんください。

各費目で計上している給料、職員手当と共済費、主に職員異動や共済費等の見込額確定によるものです。今回の補正では人件費の総額で約1,000万円の減額となっています。人件費を除く主要事項について、以降説明いたします。

45ページです。上の段、目 6 基金管理費で財政調整基金に6,070万4,000円の積み立てです。決算での歳計剰余金について 2 分の 1 の積み立てのルールがありますのでこの措置をとっております。ただ、今回、補正財源として財政調整基金から5,932万5,000円の取り崩し、ほぼ同額の取り崩しを行っておりますので基金の残高に変動はありません。補正後の財政調整基金の残高は 2 億831万円、町債等管理基金約9,800万円ありますが、合わせて 3 億円規模となります。

48ページです。中段、第 3 款民生費 1 項 3 目老人保健医療対策費ですが、国庫・県支出金等返還金329万5,000円を計上しています。これは老人保健特別会計を廃止したことから精算

についてこの費目で計上することになります。

49ページにかけてになりますが、上の段、第3款1項目6障害者更生援護事業費扶助費で更生医療給付費を480万円増額補正します。これは利用が見込みより拡大したことによるものです。

第3款民生費2項目1児童福祉総務費11節需用費では印刷費、これは子育て支援マップの印刷です、155万8,000円。工事請負費、これは槻木と西船迫保育所のエアコン設置工事1,320万3,000円。備品購入として赤ちゃんの駅事業280万円計上します。これは歳入で申し上げましたが、県の子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金を受け実施する事業となります。

52ページになります。目6保健指導費で妊婦健康診査にかかわる予算36万3,000円を組み替えております。これは里帰りをしての出産が見込みより多くなったための措置となります。

53ページです。下の段です。第6款農林水産業費1項目7稲作総合対策費で197万円の予算を計上します。担い手農家に対してコンバインなど大型機械設備の更新に補助を行うものです。

54ページをごらんください。農業水利費斎川ため池改修工事として80万円措置します。震災で被災したため、池の緊急修繕となります。

55ページをごらんください。第7款商工費1項目1商工振興費県信用保証協会保証料補給金240万円は、震災の影響により振興資金融資申し込みが増加したための増額補正となります。

2目観光整備費修繕料150万円、これは船岡城址公園の老朽施設について撤去などを行うものです。

下の段になります。第8款土木費1項目1土木総務費家屋補償物件調査委託料206万3,000円は、西船迫地区の補償沈下に伴う家屋補償費についての調査を行います。

57ページになります。第8款4項目5公園緑地費、公園の樹木等管理委託料として678万3,000円を計上します。立石緑地、西船迫2号公園、船岡城址公園の管理費用を見込んでおります。

節15の工事請負費です。町内27公園の遊具改修のための予算108万8,000円を計上します。

58ページになります。

第9款消防費で公務災害補償組合負担金798万円を追加補正します。消防団の法改正に伴う措置となります。この町負担分については特別交付税で措置されることになっております。

59ページです。

第10款教育費、上の段が小学校費、下の段が中学校費、いずれの費目でも扶助費を増額補正しております。これは経済状況の悪化によるものと判断しています。

61ページです。下の段、目4図書館費図書購入費について100万円を増額補正いたします。

63ページです。

第11款災害復旧費で災害査定による補助決定を受け復旧工事について増額補正を行っております。復旧工事の設計委託料で5,000万円、工事請負費で2億8,361万7,000円を計上します。また、老朽化が進んでいる業務車両、貨物車なのですが、2台を更新のため備品購入費としてこの補助の中で300万円を措置します。

第12款公債費は財源の組み替えとなります。

以上、詳細説明となります。よろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。

質疑は債務負担行為補正、地方債補正を含め総括と歳入を一括質疑といたします。歳出については款1議会費から款4衛生費まで、款6農林水産業費から公債費といたします。

初めに、債務負担行為補正、地方債補正を含め総括と歳入の質疑を許します。質疑ありませんか。3番佐久間光洋君。

○3番（佐久間光洋君） 歳入だと42ページあたりは該当しますか。21款の目2の雑入、東日本大震災に係る災害対策見舞金130万円、これは内訳を説明していただけますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 見舞金の金額が総額でも430万円なのですが、個人、あと法人から1万円、10万円というふうな金額の積み重ねになります。一つで130万円というわけではありません。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） これは町内だけでなく日本全国、特にどうもありがとうございますとこちらから御礼言わなきゃならない人は含まれていないんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） どちらかという、町内のほうが多いです。各種団体ですね、各種団体でバザーをやったりさまざまな余ったお金といいますか、それについて来るやつがあります。あと遠くの方で柴田町に多少ゆかりのある方が1万円、2万円というふうに送っていただいたものです。町のほうで十分に御礼は尽くしておりますので、特に必要はないと思

います。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） 42ページの町債の災害復旧事業債なんですけど、今回土木施設災害復旧事業ということで、9,700万円町債が発行されていますが、これで終わりということではなくて、また起債しなくちゃならないことがあり得るのかどうか。それから、災害復旧という形ではこの土木施設部分だけなのかどうなのか、ちょっと気になるんですが、ほかの名目での町債発行というのは災害に関連してあるのかなのか、お願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） まず、9,740万円の増額でありますけど、66カ所、今月いっぱい査定の見込みです。最終的に大体これぐらいでおさまるだろうということの見込額をお願いしました。多少査定によって変われば定例会のほうで変更させていただきたいと思えます。

内容的には、道路関係で最終的には6億1,000万円の対象額で、補助が3億9,500万円、その残額として今回9,740万円の増額をお願いしたということです。

それから、道路関係ばかりかということじゃなくて、この中には当然、道路、それから公園、そのほかにたしか学校か何か入っていたんでないかと思えますけれども、その辺、ちょっと財政課長のほうから答弁いただければありがたいなと思えます。

○議長（我妻弘国君） 補足説明。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 今、予算上、災害復旧費となっているのは主に道路関係、公園関係もありますが、それと学校関係、災害復旧工事入りましたが、それが積み上がっているかと思っています。

すみません。先ほど佐久間議員にお答えした内容を訂正させていただきたいんですが、先ほど申し上げたのは、寄附金に対するお金の内容になります。見舞金として寄せられたのは全国市町村振興協会から70万円、宮城県の市町村振興協会60万円、この二つの協会から合わせて130万円になります。今回の計上はこの分です。申しわけありませんでした。

○議長（我妻弘国君） 佐久間君、ちょっと待ってください。今は、11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） 都市建設課長、もう一回確認なんですけど、災害復旧費6億1,000万円、総額に対してもう一遍内訳を、補助、それから起債、一般財源という形で確認をお願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 起債関係はまだ国庫補助分があります。国庫補助の確定額プラス工事雑費ということで1.5%認められております。その分も加味して起債対象ということになります。まず、道路関係ですが5億8,965万円、起債対象ということで考えてください。1.5%の工雑も満額ではありませんけれども入っております。それから公園が1,112万2,000円、合計で6億108万7,000円です。それが起債対象なんですけれども、国庫補助分が入ります。この額が3億9,578万7,000円、40ページで国庫補助分、今回歳入で入れていますけれども、その合計がその金額になります。残り分、これが2億530万円、これが起債対象ということになります。前回8月臨時議会で1億790万円ということで現計予算になっておりますので、今回その差額9,740万円の増額をお願いしたという内容でございます。

○議長（我妻弘国君） 先ほどに戻りまして佐久間君、再質問、どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） そうすると、ここの42ページに書いてある見舞金の130万円というのはさっき説明いただいた2団体。せっかくですから寄附金というのはどのくらいあってどんなところから、どんなところはさっき聞いたからね、寄附金はどのくらいあったんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 寄附金は総額では3,100万円規模になります。大きいのは昨年も報告しましたが東海高熱さんとかの法人、昭和電線さん、町内の法人、あとは伊達市、あと個人、あと医療生協ですね。イトウチェーンさんからもいただいています。100万円を超えるような金額、あとは個人、10万円、3万円、5万円というやつが総計で36件あります。総額が約3,100万円ということです。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 今の42ページの災害対策見舞金、説明聞いていて全く義援金とは別と理解するんですけども、それではいただいた見舞金130万円ですけども、これをどう使おうとしているのかご説明願いたいのと、寄附金3,100万円ですけれども、今回の大震災という見舞金を兼ねたという意味での寄附があるのかどうか。

それと、いつかの新聞で結構柴田町も義援金というのが配布されたというふうに思ったんですけども、柴田町に現在では義援金というのは幾らぐらい来てるか。

それと、お聞きしたかったのは、新聞なんかには沿岸の市町村の義援金募集のが出ていますと、生活再建支援の義援金と、あとは対策本部に向けての義援金というんですか、柴田町でその辺、どうしているのかお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） まず、使い道なんですけど、寄附金、見舞金、両方とも復旧、復興にかかわる財源として使っていただきたいということで寄せられています。震災関係の経費ですので、今回大きな金額、震災復興、復旧にかけていますが、その中に組み込まれているというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 義援金については福祉課長が答弁します。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 義援金についてお答えいたします。義援金については、日本赤十字社が担っている部分と宮城県が受けているものと2種類ございます。9月1日現在の申請件数ですが193件ございます。日本赤十字社と宮城県とそれぞれ1次配分、2次配分ということで金額が出ていまして、例えば亡くなられた方については日赤だと85万円、宮城県だと15万円を合わせて100万円になります。全壊住宅、大規模半壊、半壊、住宅半壊、震災孤児、母子、父子、高齢者といういろいろあるんですが、柴田町に該当しないこともあるんですが、それらを累計しますと、トータル金額はちょっと把握、今していないんですが、1億円を超える金額が義援金の総額というふうになっております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 義援金については支給率というのがよく新聞なんかに出ていますけれども、柴田町としてはどのくらいなのか。

それと、たしか町政報告で2名がさらに町民の方、亡くなられたとありまして、いわゆる関連死というんでしょうか、3月11日の大震災なんかの後に病気が重くなって亡くなったと。先ほど災害弔慰金ということがありましたけれども、その2名の方などもそういう災害弔慰金の対象になるんでしょうか。よくほかでも関連死の方をどう扱うかというのが問題になっているようなんですけれども、その点。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） まず1点目の支給率ですが、8月26日現在の宮城県内の支給状況ということで柴田町の数字では、金額ベースで98.4%、件数ベースで98.9、100%近い、今も半壊の方とか出てきていますので申請して支給ということで、どうしても100%になっていないという、ほとんど100%近い支給率となっております。

もう1点の災害関連死の関係でございますが、柴田町で現在、今度の震災で亡くなられた方は9名でございます。7名の方が直接死といえますか、3月11日に津波で犠牲になられた方、あとお二人の方がその後、震災に関連があったということで届け出されて、町のほうで

審査会を開きまして審査をしましてお二人の方が認められたと。そのお二人の方も、もちろん災害弔慰金の対象にもなりますし、義援金の対象にもなります。以上です。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに。先ほどはどうも失礼しました。14番星 吉郎君。

○14番（星 吉郎君） 36ページの債務負担行為の2項めの原発事故の畜産物被害対策云々ということで24万円になっているんですが、その内容を教えてください。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭君） これにつきましては、原発の影響で仙南2市7町、いろいろ被害があるということで、JAさんが単独でつなぎ融資を行うということでJAさんが0.5%、それから町が0.5%利子補給するというための債務負担でございます。今の予定では原発の補償とかありますので1年で見込んでおりますけれども、恐らく24年度、25年度もあるだろうということで2カ年分、ことしもとっているんですけれどもそれを措置したものです。柴田町では今のところ、畜産農家2軒だけが出荷停止ということで、資金繰りが大変だということで、いろんな資金があるんですけれどもJAとしてはつなぎ資金として主に畜産農家対象に貸し付けを行うという制度でございます。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 以上で歳入の質疑を終わります。

次に、歳出に入ります。43ページの議会費から52ページの衛生費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。1番平間奈緒美さん。

○1番（平間奈緒美君） 1番平間奈緒美です。49ページ、3款民生費目1の児童福祉総務費の15工事請負費槻木・西船迫保育所エアコン設置工事の（新型インフルエンザ対策）の内容について伺います。

次の18節の備品購入費赤ちゃんの駅事業物品購入なんですけれども、どのようなものを購入するのか。あと赤ちゃんの駅自体を何カ所、今現在検討しているのかについて伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 答弁申し上げます。

まず1点目の工事請負費の槻木・西船迫保育所エアコン設置工事（新型インフルエンザ対策）でございますが、これは町長の政策の中で良好な保育環境の確保ということでございまして、暑さ対策が求められている中でエアコン未設置であります槻木保育所と西船迫保育所

にエアコンを設置するという中で、財源の調達の中で歳入のほうでも計上しておりますが、宮城県の子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業補助金という制度がございます、その中の地域子育て創生事業という中で新型インフルエンザ対策というものがございます。それが2分の1の補助でございますが、それを活用してするという事でこの工事請負費の中で新型インフルエンザ対策というふうにさせていただいております。

2点目の備品購入費赤ちゃんの駅事業物品購入についてのご質問については、整備するものにつきましてはおむつ交換用ベッド、授乳用いす、プライバシーを確保するためのスペースを確保するためのパーテーション、仕切りとか、あと表示看板、あとベビーチェア等を整備するという事になっておりまして、施設の数は各施設と協議の上、10施設で行うというふうにしてございます。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） 赤ちゃんの駅についてなんですけれども、今10施設をということだったんですけれども、その10施設を予定している場所をお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 一つ目が保健センター、二つ目に地域福祉センター、三つ目が子育て支援センター、そして公民館施設の中で改善センター、船岡生涯学習センター、船岡公民館、西住公民館、船迫生涯学習センター、船迫公民館、そして柴田町図書館の10施設というふうになってございます。

○議長（我妻弘国君） 再々質問ありますか。ほかに質疑ありませんか。12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 49ページが一番下、保育所費、マイナス1,493万1,000円、これは人事異動で人件費が900万円とか350万円とか減らされるんでしょうけれども、次の50ページの児童館費は逆に714万1,000円プラスなんですね。保育所のほうが人を減らし、児童館のほうが人を逆にふやしたというか、どういう内容なのかお聞きしたいということです。これを見ると、25年度までに幼児型児童館を廃止して保育士を保育所のほうに回すんだという説明がありますけれども、今回の人事異動というのはどういうものだったんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（松崎 守君） 6月1日の定期の人事異動の関係ということの関係と、育児休暇をとっている保育士がございまして、そういう関係での補正ということになります。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか、再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 保育所費の給料900万円マイナス、今の産休されている方、保育士の給

料が、これから来年3月分まで900万円減らすと。その方の給料というのが幾らぐらいの水準なんですかね。私はてっきり管理職ぐらいの方が定年でやめられたぐらいでこの給料900万円というのがマイナスなのかなという印象を最初持ったものですから。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（松崎 守君） 育児休暇2人の職員分です。これは給料ということで育児休暇をとるという職員があっても予算計上は満額、いつ復帰してもいいように措置をしておかなければならないものですから2人分の給料の措置をしてございました。ただ、そのお二人の方については予定どおり引き続き育児休暇をとるということでございますので、給料の支給の必要がなくなったということでの減額ということになります。

○議長（我妻弘国君） 再々質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 育児休暇中も給料は払う、逆にカットするんですか。何かちょっと。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○総務課長（松崎 守君） 給料等については支給はいたしません。ただ、手当等については支給されるものもあります。共済組合関係等がありますのでそういう措置をしているということになります。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 職員の6月1日の人事異動で各課の増減があったと思うんですが、人数、何人が何人になったと報告願います。

それから、時間外手当が多かったかについて1人当たりどのくらいになったのか伺います。

それから、49ページの一番上に障害者更生援護事業費の更生医療給付費で増加したためとあるんですが、何か特に大きな原因があったのでしょうか。

それから、同じく49ページの中ほど、児童福祉総務費の中の需用費で印刷製本費は子育て支援マップ作成ということだったんですが、マップを作成してどのように配付するのでしょうか。

それから、その下の先ほど平間議員の質問もありましたが、15番工事請負費の槻木・西船迫保育所のエアコンなんですが、どの程度設置するのでしょうか。もうちょっと詳しくお願いします。

それから、その下の赤ちゃんの駅事業で10施設ということなんですが、主にどういう場所、例えば生涯学習センターであれば、どういう場所に設置するのか、図書館であれば、ど

ういう場所に設置するのか伺います。

そして、せっかく設置したらわかるように、使いやすくなりましたよというような広報に努めることが大事だと思いますので、ポスターとかは考えていないのでしょうか。知らさればもっと自由に出歩くようになるかと思うんです。以上です。

○議長（我妻弘国君） 1点目、2点目、総務課長。

○総務課長（松崎 守君） 職員の数ということでございますが、これは各課の数が必要でございますでしょうか。増減のあったところでなくて各課で申し上げます。（「できれば各課でお願いします」の声あり）（「それで、何人が何人というふう増減がわかるようお願いいたします」の声あり）わかりました。

それでは、詳しく説明をしたいと思えます。まず総務課です。これまでが15から1名減の14、まちづくり、これまでの14から13のマイナス1、財政11、変わらずです。税務19、変わらず。町民環境課11、変わらず、健康推進課24、変わらず、福祉課15、変わらず、子ども家庭課70、変わらず、農政課9、変わらず、商工観光課5、変わらず、都市建設課17、変わらず、上下水道課19から18、1名減でございます。槻木事務所5、変わらず、会計課5、変わらず、教育総務課12から13のプラス1、生涯学習課21、変わらず、議会4、変わらず、監査1、変わらず、農業委員会2、変わらずということで、総体的には293の変更はございません。

2点目の時間外ということでございますが、今回の震災関係で大きな予算措置をいたしました。平成22年度の補正で約1,900万円の時間外、それから23年度において約400万円ということで、トータルいたしますと二千四、五百万円の時間外の震災関係を措置いたしてございます。それらを300人の職員ということで平均いたしますと、1人当たり8万円の時間外支給ということになります。8万円ということになりますと、時間単価約2,500円ですので1人当たり33時間程度の時間外が震災関係で対応したということになります。ただし、この33時間ということは職員からの時間外の満額ではございません。それらをオーバーしている時間外がございますので、それらは法的に基づいた、いわゆる振替休日に対応したということで、振替休日も平均いたしますと5ないしは6日ぐらいということになりますので、それらをカウントすれば、1人当たり約70時間内外の時間外が発生したということになります。ですから、その約半額が時間外の手当ということで約2,500万円。参考までに近隣の市町で時間外が1億8,000万円措置したというような市の事例もあったということは聞いてございます。柴田町は約2,500万円ということになります。以上です。

○議長（我妻弘国君） 障害者については福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 49ページの民生費の6の障害者更生援護事業費扶助費の480万円の件でございますが、更生医療給付費ということで人工透析を受けている方、月当たり40万円かかりますのでその12カ月、480万円の措置をしております。

○議長（我妻弘国君） 3番、4番、5番の答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） ご説明申し上げます。1点目の子育て支援マップの配布についての考え方というご質問かと思いました。今回、この仮称子育て支援マップ、これにつきましては重点分野の雇用創出事業ということで業務委託をして今作成していただいているんですが、当初考えておりましたのは、印刷するとなかなか費用が大変だということがありましてホームページ上でデータを閲覧したいと、載せて広報したいという一つの大きな考え方を持っておりました。やっぱり今回作成した時点での情報でありますけれども、これがやっぱり更新していかなくちゃいけないということも今後、出てくるだろうということでホームページ上での更新も含めての考え方でホームページにしたいと。ところが、今回、先ほど申し上げました県のほうの財政メニューを該当させることができましたのでそれでまずは製本としましても作成しよう。これは10分の10の補助メニューでございますので、町の負担がないということもありましてまずは作成をします。それで、これも各公民館施設なり、あと子育て支援センターなり、そういう町内の各施設に配布をしましてそれで見ていただくと。ただ、やはり今申し上げましたように、こういうデータは更新してこそ、生きていくということも反面ありますので、紙の作成は今回でというふうに考えているところなんですけど、あと各施設に置くことと、あとはご要望におこたえしまして皆さんに配布できればよろしいんですが、その部数の確保をできるように今、印刷についても検討していくんですが、そういう考え方でおります。

次に、2点目のエアコンの内容でございます。槻木保育所につきましては合計で10台でございます。遊戯室と保育室に全部、医務室にも入れると、あと事務室にも入れるということの合計10台を考えております。西船迫保育所においては9台ということになっております。保育室にはすべて、あと遊戯室、医務室ということです。あわせて9台というふうに考えてございまして、合計しますと19台になるということでございます。ただ、このインフルエンザウィルスの除去機能を備えるエアコンが補助の対象になりまして、そうしますと、その機械というのは大きいサイズになるんですね、機械自体が大きいということで、効率を考えましてそのほかに町単独で小型の、例えば部屋に使える、必要なところには町独自で設置する

という考えで内容は進めております。その合計額が1,320万3,000円だというふうにご理解いただきたいと思います。

次に、3点目が赤ちゃん駅の各施設でどういう形で設置するのかというのが1点目でしたね。大変申しわけございません。各施設にそれは調整しまして対応して進めるというところになっておりますので、具体的に各施設のどこにするかというのは、ちょっと私、手元の資料にはないので今まだちょっとないんですけれども、それで一つとしては授乳ということなので、これまでも施設の部屋の中で確保をできないかという考えでおったんですが、それが利用率が高いのでなかなかそれ専用で固定しておくというのが難しいので、そういう意味ではスペースの余裕があるところにパーテーション、そのためにパーテーションを購入するんですが、そういうことでプライバシーの確保をして授乳とかおむつがえとかできるような対応をします。あと一方でトイレで親のほうでトイレを利用するときに子供を置いておくといいますか、まっけてねという商品の名前があるんですけれども、そういうものを設置するとか、そういうことになりますので、やはり場所としてはトイレの近くになるのかなというふうに考えています。

最後に、PRについてなんですが、これは当然でございまして、実施できるように確定しましたら広報なりでお知らせをします。あともう一つは、今回購入する中での表示板もPRする、こういうことをやっていますよと、この場所にありますよということを表示板も購入して設置するという施設もございまして、いろんな方法で皆さんにPRをしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 子育てマップなんですけど、できれば1回しか印刷しないのであれば、とにかく全員に必要であろう乳幼児がいらっしゃる方全員に配布したほうがいいと思うんですね、最初は。後は更新はどうぞ皆さん、ホームページでも見てくださいでも構わないと思うんです。各乳幼児の健診や保育所、幼稚園、すべての施設に配布ができればいいと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

それから、エアコンですが、西船迫保育所の場合、暖房が壊れましたけれども、今回のエアコンというのは暖房も一緒ですか。前の暖房は使わなくて済むんでしょうか、以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） マップの配布につきましては、やはり今、いろんなせっかく情報を提供させていただく、発信するので、非常にボリュームが多くなっているんです

ね。そうしますと、考え方としては、印刷のカラーも視野に入れているものですから、そうしますと単価が上がりますよね。そういう意味で今後、印刷する間に今、ご質問にありましたように、全世帯に配布できるようなことを年頭に置きながら、ただ見てわくわくするような楽しい、視覚的にも訴えられるようなものにしたという考えがございますので、それを検討させていただきたいと思います。

2点目について、冷暖房兼用かのご質問なのですが、冷暖房兼用のものでございまして、ただ今設置されているボイラーの仕組みがやめるということではないので、それはそちらとしてやっぱり持っていかなくてない。部屋の中では冷暖房、今回設置するのに冷房だけという考えではなくて暖房も機能するものを設置するという考え方でしたので、よろしくお願ひします。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。2番佐々木裕子さん。

○2番（佐々木裕子君） 49ページの款3節18になりますけれども、備品購入に当たりベッドというお答えがございました。そのベッドは全部新品をお考えなのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 今回備品購入で考えているものはすべて新品ということで考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） 今、お子様が大きくなりまして不用になっているベビーベッドをお持ちの方が結構いらっしゃると思いますので、そういう方に呼びかけるというお考えはございませんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 物を利用するのに、今、リユースとかリサイクルとか考え方は非常に大切だと思う一面、今回の事業が県の補助事業のメニューを活用してするものですから、新品を購入してということになっていたかと思っておりますので、やはり初めてスタートさせる、今回の赤ちゃんの駅はそういうものですので、メニューの制度にもありましたことから考えまして新品というふうに考えます。今後、今ご質問にもありましたように、それぞれ既にいろんな情報で必要だとされる方と使っていていいですよという方のマッチングといえますか、つなぎはこれからも続けていかなければならないと思っているところです。

○議長（我妻弘国君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

ただいまから休憩いたします。

再開は11時15分になります。

午前11時00分 休 憩

午前11時15分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

休憩前に引き続き歳出の質疑を行います。53ページの農林水産事業費から63ページの公債費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。9番水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） 55ページの款8節19のスクールゾーン内危険ブロック等という補助なんです、これはたしか予算の年度初めにもあったと思うんですが、今回の震災でこれが申請がふえたということなんでしょうかということでお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 当初予算で70万円、7件を予定しておりました。まさしく今回の震災ということもあると思います。現在のところ、5件、実は申請ということで上がってきていまして今回60万円の増額をお願いしまして、最終的には申請のあった方に交付決定を出したいと、このように思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） ということ、もちろん、このスクールゾーン内ではまだまだあると思うんですが、そういう方のほうに呼びかけというのをしていかないと、上がるたびにちょこちょここと組むというふうになるのかなと、それはそれでいいんですけども、呼びかけということもしなくちゃいけないんじゃないかと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） この事業は平成14年から各小学校、たしか500メートル範囲内で県の建築の担当の方とうちの職員がということで毎年、点検といいますか、ブロックの状況を確認しながら実は事業を進めております。まだまだブロック等があります。その中で安全だというブロックもありますし、これは撤去して新しくということもあるかと思えます。その辺含めて今後とも継続的に対応していきたいと、このように思います。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか、ほかに。11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） 54ページ、農業水利費工事請負費で斎川ため池改修工事、これをちょ

っと詳しく説明をお願いします。

それから、55ページ、負担金補助及び交付金県信用保証協会保証料補給金というのが240万円計上されています。どういう内容のものかお伺いします。

その下の観光整備費で150万円、修繕料ということになっていますが、これの説明をお願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。1点目、農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭君） 齋川ため池の改修工事なんですけれども、震災の影響で何カ所かため池を予算措置しているわけなんですけれども、齋川ため池、うちのほうで把握しておりませんでしたので地元のほうから要望がありまして、ため池に入る取水口、そこが崩壊しているということでその修繕を行うものでございます。

○議長（我妻弘国君） 2点目、商工観光課長。

○商工観光課長（菅野敏明君） 55ページの19負担金補助及び交付金の関係でございましてけれども、県信用保証協会に対する保証料補給金でございまして。これは東日本大震災に伴いまして中小企業者に対しまして利子補給をしているわけでございますが、実は町の振興資金の融資の規則に基づきまして融資をしてございまして。資金を運用するときに信用保証の協会に入って信用保証を受けるという内容でございまして、実は当初予算で250万円ほどお願いをしてございました。今回3.11の震災で4月1日から9月30日までの間ということでこの制度を進めさせていただいているわけなんですけれども、ただいま44件ほど申請が上がってございまして。それらの部分につきましては、これは宮城県の信用保証協会のほうに負担をするということで今回240万円ほどお願いしているものでございます。

次に、項2の観光整備費の需用費の修繕料150万円でございますけれども、これにつきましては今現在、樅の木の展望デッキが完成を見てございましてけれども、そこの行く途中にあずまやがございまして。非常に経年の劣化といいますか、風雪にさらされて非常に環境美化を損なうというふうな思いもございましたので、それらの維持補修、塗装がえ、あと中にちようどあずまやの中のいすが十字方式になっているものですから、そのいすもかなり劣化してきたということでそれらを撤去いたしまして周辺、あずまやの中をずっと回れるようないす構造にしたいということで、それらの修繕、それから外壁が立ち上がりたしかコンクリートで立ち上がっているんですけれども、非常にもう泥とかそういったやつがしみ込んでおりますのでそれらの洗浄なんかも進めるということと、それから周辺の塗装のし直しということを含めましてお願いしてございまして。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○11番（大坂三男君） 信用保証協会の保証料の補給金を追加することなんですけれども、この中小企業者がこの制度を利用して借金するといいますか、その場合に内容、どういう事業といいますか、お金を借りる場合の、震災に関連してという話があったようなんですけれども、建物の補修とか、そういうものにも使う場合でもいいのかどうか、その辺を確認をお願いします。

それから、観光物産の今の事業のほうですが、あずまやというところに今回は修繕をするということなんですけれども、関連してあそこの樅の木展望台、何といたしましたか、展望デッキ、道路のほうから見ますと、大分シートなんか外された形で全貌が大分見えてきているんですけれども、きのう、バイパスのダイシンのほうから見ましたら非常に石垣といいますか、ブロック、土台、それがかなりスペース的に大きく見えまして緑の中にそういう部分がかかりはっきり見えるんで、どうも自然にそぐわないと、かえって景観上、よろしくないなという感じがするんですね。あの辺、あれが見えなくなるような形で何とかできないかと思ったんですが、その辺、どういうふうに考えているか。

それから、展望デッキまで行く通路、いつも問題になっています。雨が降ると大変ぬかるんで状態が悪くなるんですが、あの辺をどうする考えでいるのか。

もう一つ、遠くから見たときに展望デッキの柱がすごく細く見えて、あそこの上にたくさん人が乗ると強度的に怖いんじゃないかという感覚を私だけでなくほかの方も感じた人がいて聞いたことがあるんですが、その辺、強度的に大丈夫なのかどうか、大丈夫であれば、ちょっとカモフラージュして少し柱を太く見えるようにするとか、何かちょっとああいうものは観光施設の一つですので景観も大事なので、今言ったようなことで全くそういうことは気にしていなかったのかどうか、気がついてはいるけれども何とかしたいという思いがあるのかどうかお伺いします。

○議長（我妻弘国君） 1点目の建物に使えるかどうかということで商工観光課長。その他は町長、答弁をお願いします。

○商工観光課長（菅野敏明君） 信用保証の関係でございます。従来、町には中小企業振興資金の融資制度規則がございます。それにのっとりまして従来ですと、あっせんをしてございました。加えまして信用保証協会に対する保証料というふうなものもその規則の中で町のほうが負担するというふうな規則がございまして、それにのっとりまして中小企業についてはあっせんをしてございました。

今回東日本大震災が起きまして、その制度を利用いたしまして利子の部分については町の負担ということでお認めいただいていたけれども、当初は震災が起きたばかりでなかなか件数が何件あるのかということは全然つかめませんでした。それで、ここに来て6月以降、申し込みがございまして今現在、44件になっているというふうなことです。

それから、資金の関係ですけれども2種類ございます。運転資金、それと設備資金というふうなことで、運転資金については500万円以内というふうなことで、それから設備資金については700万円以内というふうなことで利用いただいているというふうなことでございまして、今回の震災に伴いまして影響があるということになれば、まず一つは直接的被害ということでこの震災に伴いまして店舗とか非常に壊れていると、あるいは中の設備が壊れているというふうなことが確認いただいて、私のほうにそういった写真とかこの状況を知らせる書類を添付していただくような形にしているんですけれどもそれで確認すること、それから間接被害の運転資金でございまして、これは前年同時期10%以上の売り上げ減があったものということで、これは商工会を通じましていろいろ点検をいただいて町のほうに申請をいただいて融資をするという関係でございまして、ですから、運転資金等々については500万円、設備資金については700万円以内ということで融資をあっせんしているという状況になります。

○議長（我妻弘国君） 課長、建物にも使えるかということです。

○商工観光課長（菅野敏明君） 建物に対して使えるかというふうなことなんですけれども、現実的に建物は当方では該当していないということで、県なりの融資制度がまたございましてのでそちらのほうにお願いをしたいということで進めてございます。よろしく申し上げます。

○議長（我妻弘国君） 次については町長。

○町長（滝口 茂君） 樅の木の周辺の展望デッキ、実は大河原方面から来ますと、ちょうど正面にこの樅の木が位置しております。そういったときに、これは大坂議員と考え方は違うんですが、あの白い石垣が本物の石垣のように私は見えるんですね。ですから、かえって白のほうにインパクトがあると。その下につきましては切り過ぎましてがけ崩れの心配がありましたんですが、それは草で今覆われておりますので、できればあそこは覆わないで白のままの石垣のほうにアピール力があるのではないかなと私自身は思っております。

それから、道路につきましては今回の災害復旧工事で舗装する方向で今、発注をしております。

それから、あそこに石碑があったんですね。その石碑の下がえぐられておりましたので危険だということで今回移設をしております。ぜひごらんになっていただきたいというふうに思っております。

それから、展望デッキの安全度につきましては、都市建設課長のほうが詳しいのでそちらのほうから安全はお願いしたいと。

安心のほうは、先ほど申しましたように、私としては安全は確保されていると思うんですが、やっぱり見た目、心配だということなので、できれば地方交付税が確定してもし余裕のお金ができたら、あの下は樅の木は残ったの看板で覆うというふうに今考えております。あの足げたところを樅の木は残ったの看板で、ちょうどこちらの大河原から行ったときに正面から見えるように看板で覆って安心感を確保したいというふうに思っております。安全については都市建設課長、お願いします。

○議長（我妻弘国君） それでは補足説明、都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 3月11日、その後の余震ということで業者のほうには当然、構造自体大丈夫かどうか確認させました。それから専門業者のほうにも確認しました。私のほうも確認して、構造的には全く問題ないということであります。

ただ、大坂議員言われるとおり、回っていくものですから柱自体が一番最初にどんと下のほうに見えてくるわけですね。柱自体は全然問題ないんですけれども、もうちょっと目隠しといいますか、そういうものでちょっと現場で検討させていただきたいと、こう思います。構造的には全然問題ありません。ご安心ください。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再々質問、どうぞ。

○11番（大坂三男君） 今の展望デッキ、私は白いブロック石垣が、何か自然にそぐわないような感じがして、あそこにツタでもはわせればまた緑がふえていいのかなと、私の個人的な主観かも知れませんが、住民投票でもして判断してもらおうという手もあるかも知れませんが今、条例がないのでできませんが、強度的には大丈夫だということでそれは安心なんですけど、最大、あそこに何人ぐらい鈴なりになったときに、こっちの設計値はあると思うんですけれども、万が一、非常に混んで団体さんがいっぱいきて、ああいいなとあそこに目いっぱい鈴なりになったときに何人ぐらいあのデッキに乗る想定でおられるのか。その辺、あと前に落ちないようにさく、そういうものなんかも十分に大丈夫だということであればいいんですけれども、その辺、どう考えておるのか。

ついでに、観光物産館、オープンして随分なりますが、利用者、町民の評判はどうなのか

どうか。私も何回か飯食いに行ったりするんですけども、レストランの奥のほうが見えないからどうなっているかわからない状態の中で、最初から感じたあの仕切り、レストランとこっち側の仕切り、せめてあそこを取っ払うでもなく上半分ぐらい見えるようにするとか、そうして雰囲気的にいいレストランだなというふうな、そしてレストランから先が外が見えるという状態なのであの仕切りがじゃまなように感じるんですが、あの辺、つくって早速で申しわけないんですけども直したほうがいいんじゃないかというふうに思うんですが、その辺、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 1点目、展望デッキの安全性、都市建設課長、答弁をお願いします。

○都市建設課長（大久保政一君） 構造的には大丈夫だということで、通常であれば1平米に500キロ加重がかかるということでもあります。あそこの面積、何平米というのは今、資料持っていないんですけども、橋ができれば回遊ルートの一つということになりますので、後ほど資料を整えてお答えをさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（我妻弘国君） 2点目、物産交流館のことについて、商工観光課長、答弁をお願いします。

○商工観光課長（菅野敏明君） 物産交流館は5月28日、おかげさまでオープンさせていただいて4カ月に差しかかっているんですけども、手元に詳しい人数、後でちょっとお持ちしてご報告したいと思うんですけども、開館日数56日になります。5月から7月までのデータでございますが56日程度になるということで、両店の利用者、延べですけれども5,549人になります。当然、売店等もあるわけですけれども産直売店の部分だけなんですけれども延べ250万円弱ぐらいです。結友以外の部分が150万、160万円弱ということでございまして、おのおの足を運んでいただいているというふうに考えてございますが、どうしてもイベントなんかを企画したときには当然、お客さんは多く見えられますんですけども、あとそういったイベントを企画をしながらこれは物産協会といろいろ定例的に話し合いを持つようにしてございますので、今後、10月は結構メジロ押しのイベントを組みながら進めていきたいというふうに考えております。

それから、レストラン「花菜」さんがお入りになってございます。入り口から入ったときにレストランの風景が見えないというご指摘もいただいております。7月に「花菜」さん、物産協会の局長さん、それと私が入りまして、お客さんに使い勝手がいい方法はどうかということでも打ち合わせをさせていただきました。先ほど大坂議員がおっしゃられた、やはり中に入っていくときに中にレストランがあるのかどうかかわからないというふうなこと

で、そういうお声も大分いただいてございました。まだできたばかりなのでちょっと私どものほうでも何とか上の白壁の部分をできれば格子戸みたいなような形にして、中にお客さんが入っているような動きがわかれば外からもお招きできるのかなというふうに思っていました、今後はやっぱり新年度でそういったところを詰めていきたいと思っていました。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 55ページの1点目は保証協会の件ですけれども、44件申請中ということですが、例えばその申請によって被害総額というのが推計できるのでしょうか。私も一般質問で、民間とか町内の被害総額というのが把握できるのでしょうかと聞きましたので、申請のあった44件での被害総額というものがわかれば教えていただきたいと思います。

2点目は、そのすぐ下の今まで出た樅の木の展望台の件ですけれども、都市建設課長は安全だと、今の基準でという理解していいですか。3月11日の東日本大震災は、全く想定外のマグニチュード9ですか、それから最大震度が6強でしたか、日本じゅう、想定外の強さの地震だったので、今の国の基準では大丈夫かもわからないけれども、もしもまた同じ大きさのあの地震が来たらその展望台、今の設計というか、あれで大丈夫だと、課長が言う大丈夫というのはそういうことなのでしょうか。

それから、3点目は、同じ下について土木総務費の委託料、家屋補償物件調査委託料206万3,000円、これはどこの家屋の補償なのか、どういうことでの補償なのか教えていただきたいと思います。

4点目は、その下についてしばた避難弱者木造住宅耐震改修工事助成がマイナスの40万円で、その下に木造住宅耐震改修がプラス60万円と、これは組み替えみたいなものなのでしょうか、どういうことになっているのか。

最後は、57ページに公園緑地費で公園樹木等管理委託料678万3,000円、これはどういう内容なのか。今の時期から樹木がいろいろんと生えてくるとか、そういうことでこれから管理が必要だということでの計上なのか。

それと、最近、よく我妻議長が新栄通り線の歩道の桜にうんと虫がついていると言っていますけれども、それと我々、地元なんですけれども、桜の下のところも結構雑草が生えていて本当は地元で草刈りしようかという話もあったんですけれども、ああいったところの管理というのはふだんはどこに計上されるのでしょうか。ここは公園緑地費でしょうから町道管理費か何か、そういうのに出てくるのでしょうか、以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。最初は商工観光課長。

○商工観光課長（菅野敏明君） 信用保証に関連した被害額ということでございますけれども、44件の申請があったということで申し上げますけれども、9月30日まで期限がありますので今後、若干またふえるかもわからないと思っておりますけれども、その44件のうち、直接被害、それから間接被害の申請があって融資の対象となっている金額が1億8,070万円の部分です。それで、先ほど申し上げましたけれども、中小企業振興の融資の規則では、震災に直接的な、間接もなかったんだけども通常の営業活動で利用したいという方も当然おいでになります。そういった方が今、5件ほど来ているということで、これはあくまでも融資額ということで1,550万円ということでございますけれども、震災に伴いまして運転資金なり設備資金ということでの金額であれば1億8,070万円という金額で累計をしてございます。

○議長（我妻弘国君） 次に、都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 展望ブリッジですけれども、今回マグニチュード9、震度6ということで現場、構造体確認しました。まさしく安全ということは同等の地震が来てもオーケーですよということでございます。ご安心をいただきたいと思っております。

それから、委託料、家屋補償です。これにつきましては西船迫2丁目の方です。今、家が傾いております。通常であれば郊外移転といいますか、そのままどこかに住みますよということなんですけれども、この方は今まで柴田町に住んでいるのでこれまでもということで、今回家屋の調査、補償の内容、今回の補正をお願いをしたいと、このように思っております。

それから、しばた避難弱者木造住宅耐震改修工事工事助成事業の40万円の件ですが、これにつきましては制度が実は変わりました。県の補助制度ということでみやぎ避難弱者木造住宅改修工事助成事業というのが実はありまして、これがこれまでは地震時の避難が困難な高齢者のみの住宅あるいは被害者が居住する住宅ということで耐震改修工事の助成がされておりましたが、なかなか耐震化が進まないということで、県のほうでは27年までに木造住宅の耐震化、90%にしたいということで、今回その枠を外して拡大を図るということで、その人ばかりでなくて一般の方も当然できる、それから額については県のほうでは15万円を見ていたんですけれども最大25万円まで上乘せ補助ということで、今回町のほうとすれば、当然、県のほうが6月補正でみやぎ木造住宅耐震改修促進と、名前がちょっと促進とつきまして5件の25万円で125万円を6月補正で計上させていただいている事業であります。

それから、木造住宅の耐震改修助成事業60万円の増であります。当初5件で100万円ということをお願いをしておりましたが、今回要望が2件上がっているということと、それから

枠として1カ所とおきたいということで今回3件、20万円の60万円を予定しております。これにつきましては改修工事の6分の1、あるいは事業費の限度額が120万円ということで補助の限度が20万円ということですので、最終的には160万円ということで8件を見込んでおります。

それから、57ページの公園樹木管理委託料の件であります。これにつきましては数年に1回、実はローテーションで中木あるいは高木を伐採をしております、剪定も含めてやっておりますが、隣の家からといますか、近所の家から木が伸びて家にかかる、もしくは道路まである程度、覆いかぶさってということで、今回はプラスアメリカシロヒトリが出ているんですけれども、そういうことで隣接の住宅にお住まいの方、あるいは愛護会の役員さん、会長さんから話があります。今回立石緑地、西船迫2号、西船迫中心ですけれども、それから城址、葛岡、槻木では葛岡山公園、2カ所ありますけれども、そこをメインに管理をしていきたい。そのほか、要望が愛護会のほうから来れば、車両センター等々も現場ありますので適時に対処していきたいと、このように思います。

新栄通り線の下草ということだと思いますので、当然、町道関係になっておりますので道路管理者がきちっと対応しなきゃいけない。ただ、地元の方も当然、道の日清掃等々で協力いただいておりますが、最終的には町のほうで取った草はここに置いてありますよという連絡があれば、早目な対応はしているつもりであります。どうしてもできない場合については、現業等で対応するというので進めてきております。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 先ほど観光物産交流館の話も出たんですが、4月以降もかなり余震とありますけれども、物産交流館、新しいから被害とか全くないんでしょうか。そして、私に町民から言われたのが、正面からは入れるけれどもわきから入れないと言うんですね。わきに入るのは正面から入ってくださいと紙が張ってあったんですが、私も確認しませんでしたけれども、そういうことを言われたので、その点、確認したいと思います。

それから、2点目は、しばた避難弱者のあれですけれども、課長の説明では県の制度が変わったということですが、柴田町としてはどうなんですか、避難弱者という対象者というんでしょうか、どのくらいいるというんでしょうか、今度のような大震災あったときになかなか避難しにくいとか、そういう方を避難弱者と定義するんだと思うんですけれども、本来ならば柴田町としては対象者をどのくらいというふうに考えていたんでしょうか。

最後には、今度の地震で停電なんかになって家に太陽光発電をつけようという全国的な動

きなんでしょうが、星議員の一般質問の中であった、太陽光発電への柴田町の補助というのはどういうことになっているのか、ついでに確認したいと思います。以上です。

○議長（我妻弘国君） 1点目、商工観光課長。

○商工観光課長（菅野敏明君） 交流館の関係でございますけれども、3.11、4.7以降のものも確認はしているんですけれども、地震で壊れたということは確認はいたしておりません。被害がないというふうに認識しています。

それから、交流館の正面からしか入れないのかというふうなお尋ねだったと思いますけれども、実は搬入口ということで正面からイベント広場のところがあるんですけれどもそこから入れる戸はあるんですけれども、今現在、交流館の人員が1名だということもあってなかなか目が届かないということで正面からお願いしている状況でございますが、あと正面から入って右側のほうにトイレを誘導するドアがあるんですけれども、そのところは自由に往来していただいて交流館の中には入れるような状況になっておりますけれども、今後、物産協会と相談させていただいて、今の搬入口の部分からも階段がありますのでそこからも入れるかどうか、今後、検討していきたいというふうに考えます。よろしく申し上げます。

○議長（我妻弘国君） 2点目、災害弱者について、都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 従前の対象者は、地震時の避難が困難な高齢者のみの住宅、要は65歳以上の方だけが住んでいる住宅、それから障害者が居住する住宅ということでかなり毎年、2軒ほど実は予算計上していたんですけれども、1軒か多くて2軒の申請といえますか、ですからなかなかそういう意味では適用範囲が狭かったのかなと、こう思います。具体的に対象者、家屋が何軒というのは把握しておりません。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 太陽光、まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） お答えいたします。昨日の質問の中でもお答え申し上げましたが、柴田町としての補助制度はありません。県内では12市町村でやっているというようなことなものですから、今後に向けてエネルギー政策というような新たな課題の中で町で取り組んでいきたいという形でお答えを昨日、させていただきました。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再々質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 最後の太陽光発電、よくテレビなんかでも宣伝するようなのをみると、必ず補助金がついているような宣伝といいましょうか、私も認識不足だったかもわからないけれども、柴田町がないというか、そうすると、宮城県内としては12市町村ですか。そうすると、宮城県としての補助もあるんでしょうか、意外と一般町民の方からすると、業者

の方が太陽光発電というのは必ず補助金つくとお金はかかるんだけど補助金で割引されるという印象もするものですから、今の柴田町がないということ、ならば県の補助があるのかということ。

○議長（我妻弘国君） 関連してと、そんなにかたく考えないで、答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実際に国、県、市町村というような形で1キロワット当たり建設費幾らというところでの補助メニューになっています。上限を幾らにするというところから補助金が出ているということなんですが、現実的には1キロワットの発電量のパネルを設置するのに、大体平均で70万円かかるというような見積りがあるわけなんですが、それが平均的には3キロワットから4キロワットが日本の住宅のパネルの設置基準になっているらしいので、約280万円から300万円が平均的に工事費としてかかるというような推計が出ています。そのうち、国県で補助するのは本当に4分の1、合わせても4分の1程度というところでの費用の負担がかなり大きいというような現状であります。以上です。

○議長（我妻弘国君） ほかに。5番安部俊三君。

○5番（安部俊三君） 62ページです。保健体育費の保健体育総務費15節の工事請負費、運動広場借上げ地返却盛土整地工事ということで計上されておりますけれども、場所はどこなのか。あと、地権者から返却してほしいというような要望があったのか、その理由をお尋ねしたい。

二つ目は、保健体育施設費の需用費63万8,000円修繕料ということで載っていますけれども、事業内訳、そこに3項目載っておりますけれども、特に町民体育館施設維持管理費の修繕料30万5,000円、町民体育館使用不可になっているわけなんですけれども、どういうわけで修繕が必要なのかどうか、特にお尋ねしておきたい。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（加茂和弘君） お答えいたします。保健体育総務費の工事費の47万3,000円でございますけれども、これは平成23年3月31日まで借りておりました榎木東3丁目地内、ちょうど榎木中学校の目の前なんですけれども、反対側の、その運動広場、ゲートボール場になっていたんですけれども、この返還に当たりまして現状回復のための盛り土設置費でございます。この工事は既に前年度3月補正で承認いただきまして、震災のため執行できずにこれを減額した経緯がございます。本年中にこれを処理したくて改めて補正をお願い申し上げ

げるところでございます。

もう一つの保健体育費の修繕料の63万8,000円、そのうちの町民体育館の関係でございますけれども、これは8月の点検をしましたときに町民体育館内にありますキュービクル高圧変圧器がございまして、後でわかったんですけれども震災等で移動して高圧線が接触のおそれがあるということで業者のほうから指摘がございまして、もとの位置に戻してこれを固定する修繕を行うものでございます。同じく船岡公民館と同じ電源を使用しておりますので、早急に対応したいということでございます。以上です。

○議長（我妻弘国君） ほかに、17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 59ページの教育費の小学校、中学校ともなんですが、20扶助費です。また扶助費がふえてとても心が痛いのですが、各学校、何人ふえたのかと、合計何人になったのか。できればその中のひとり親世帯がどのくらいあるのかをお願いします。

○議長（我妻弘国君） それだけでよろしいですか、答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 小学校から、まず船岡小学校ですけれども5名増になります。槻木小学校が2名増、柴田小学校が2名増、船迫小学校で10名増、西住小学校で5名増、東船岡小学校で2名増、合計で26名増になります。そのほか震災関係で船迫小学校2名増で9万2,000円の増になります。

それから、中学校ですけれども、船岡中学校が15名増、槻木中学校が4名増、船迫中学校が4名増ということで、中学校合計で23名の増ということになっております。

それから、ひとり親世帯ですけれども、7割ぐらいの家庭が大体ひとり親世帯ということで調査しております。（「7割、何の7割ですか」の声あり）7割というのは、全体で7割ぐらいがひとり親世帯になっているということでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 今の答弁の中で、例えば船岡小学校が5名増というのは、いつから見て5名増なんですか。

そして、質問では、できれば現在何人になっているか、合計の人数も教えてほしかったんです。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 先ほどの、例えば船岡小学校5名増というお話しでしたが、当初予定していた人数の5名増ということで、改めて当初と今回の補正での人数をお話しします。まず、船岡小学校なんですけれども、当初50名で予定しておりました。それで5名増

で55名になります。槻木小学校が51名で予定しておりまして53名ということで2名増の予算にしております。柴田小学校が当初6名で2名増で8名になります。船迫小学校ですが当初57名、10名増の67名です。西住小学校が当初5名、5名増の10名です。東船岡小学校が当初33名の2名増で35名、合計で202名から26名増の228名になります。震災分、船迫小学校で2名増にしておりますので、合計で28名になります。

それから、中学校ですが、当初、船岡中学校につきましては45名を予定しておりまして15名増の60名になります。それから槻木中学校が30名を予定しておりまして4名増の34名、船迫中学校が当初34名で4名増の38名になります。町内の中学校の合計ですが、当初109名から23名増の132名ということになります。

○議長（我妻弘国君） 再々質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 当初予算で人数を組んだときというのは、昨年度の末の人数で組んでいますか、少し多く見積もった人数だったのでしょうか。それでこのくらいふえているというのは、震災の影響があると考えていますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 当初の見積りにつきましては小学校でいえば6年生が卒業しますので中学1年に持ってきて、1年生から5年生までプラス新しく入学する児童数から算出した当初予算としております。それから、中学校も同じような考えです。

それから、今回の被災で柴田町に転入あるいは区域外就学している方の人数ですが、小学校については住所を柴田町に持ってきている方が27名、それから住所を持ってこないで区域外就学している方が14名で、合計で41名。中学校については、住所を持ってきた方が9名、それから区域外就学が8名で17名、小・中学校合わせて58名になっております。

それから、被災地というか、どこから来ている方が多いのかということで、南相馬市から14名、亘理から9名、名取から6名、それから七ヶ浜、山元、岩沼ということで58名の方が町内の小・中学校に入学しているという状況です。

○議長（我妻弘国君） 訂正、はい、どうぞ。商工観光課長。

○商工観光課長（菅野敏明君） 先ほど大坂議員さんのご質問の中に信用保証の関係でございますけれども、建物は事業用資産はどうなんだというお話で、建物該当外とちょっとご答弁させていただきましたけれども、事業用資産の施設、それから整備等であれば、破損したというふうなことがあれば、それは直接被害ということで今回の震災につきましては適用可能というふうに訂正させていただきたいと思っております。どうもすみませんでした。

○議長（我妻弘国君） よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号、平成23年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

再開は13時です。

午後0時05分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

次の日程に入る前に、都市建設課長から、大坂議員への答弁漏れがありましたので答弁させます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 大変おくれました。展望デッキに何人乗れるのかという質問でありました。先ほど私、平米500キロという話をしましたけれども、平米350キロでありました。エレベーターと同じように1人70キロという設計になります。平米当たり5人、物自体が55平米ありますので、あのエリアについては275人乗ってもオーケーということでございます。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） そういうことだそうです。

日程第6 議案第6号 平成23年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第6、議案第6号平成23年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第6号平成23年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、平成22年度国民健康保険事業特別会計決算による歳計剰余金及び国庫支出金等の実績確定によるものでございます。

歳入につきましては、22年度の決算による繰越金、国庫支出金の確定見込み額等が主な内容となっております。

歳出につきましては、療養給付費の増額、22年度療養給付費負担金の確定による返還金、基金積立金の増額等であります。これにより歳入歳出それぞれ1億8,161万3,000円の増額補正となり、補正後の予算総額は38億7,527万8,000円となりました。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） 詳細説明をいたします。

議案書の69ページをお開きください。

議案第6号平成23年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

第1条関係ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,161万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億7,527万8,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、平成23年度交付金等の確定見込みに伴う増減と、平成22年度の決算に伴う精算となりますので主なものだけを説明させていただきます。

72ページをお開きください。

債務負担行為補正の追加です。

特定保健指導業務委託料、今年度の特定健診に伴う特定保健指導ですが、これが平成23年度から24年度まで年度をまたいで来年の6月までとなりますので、例年同じでございますが、債務負担行為補正を行うものです。期間は平成24年度、限度額は63万6,000円となります。

次に、75ページをお開きください。

歳入でございます。款3項1目1療養給付費等負担金1,810万6,000円の減額は、介護納付金負担金で655万4,000円の減、後期高齢者支援金分で1,155万2,000円の減です。平成23年度分の交付見込みによるものでございます。

次に、款3項2目1財政調整交付金248万9,000円の増額は、国保総合システム移行に係る

機器改修等に対して特別調整交付金として交付されるものでございます。

次にその下の款3項2目4の災害臨時特例補助金1,654万8,000円の増額は、東日本大震災に伴う国民健康保険税及び窓口負担の減免に対して国から概算で交付される補助金でございます。

次に、款4項1目1療養給付費交付金1,912万8,000円の増額につきましては、平成22年度退職者医療費分の精算によるものでございます。

続いて、76ページをお開きください。

一番下の款10項1目1繰越金です。1億6,260万円の増額ですが、平成22年度歳計剰余金の繰り越しでございます。

次に、77ページになります。歳出です。

款1項1目1一般管理費286万7,000円の増額につきましては、国保連のレセプト電子化や国保総合システム移行に係る電算委託料の補正でございます。

次に、款2項1目1一般被保険者療養給付費から目4退職被保険者等療養費まで合わせまして4,815万円の増額ですが、これにつきましては当初予算編成時におきまして財源不足に伴い保険給付費を低く抑えていたということで、平成22年度歳計剰余金の繰り越しに伴い計上したものでございます。

78ページになります。

一番上の款2項2目1一般被保険者高額療養費から目2退職被保険者等高額療養費まで合わせまして2,800万円の増額ですが、これにつきましても先ほど療養給付費等と同じように当初予算編成時の財源不足に伴い高額療養費を低く抑えていたことから、平成22年度の歳計剰余金の繰り越しに伴いまして計上したものでございます。

次に、79ページになります。

中ほど款9項1目1財政調整基金積立金8,640万円の増額です。これにつきましては平成22年度歳計剰余金1億7,260万円の2分の1相当額を積み立てるものでございます。なお、積み立て後の財政調整基金の残高は2億3,736万3,717円となる見込みでございます。

次に、その下の款11項1目3償還金1,517万1,000円の増額ですが、これは平成22年度国・県支出金等の精算に伴う返還金でございます。

以上でございます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 77ページの保険給付費で、説明によれば当初予算では財源不足のため低く抑えていたので計上したということなのですが、実際に震災後の医療費というのは昨年度と比べてどうだったのでしょうか。そういう月ごとの数字というのは出ているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） 少々お待ちください。パーセントで申し上げたほうがわかりやすいと思いますので申し上げます。例えば療養給付費の一般なんですけれども、3月診療分は23年度分になるんですね。それを5月に支払うわけなんですけれども、それが震災の関係が3月ありますからそのときは85.72%、それから6月、4月になって107.31%、7月になって106.89%、今現在資料を持っているのはここまでなんですけれども、一番大きい療養費の中で一般だとしてこのような推移で、ほかの部分を見ましても退職関係ですとか、それから療養費、その関係につきましても3月分は80%台といいますか、そのような状況で、震災のときは診療されなかったというような実態がはっきりしています。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） こちらは津波の害はなかったので4月以降は例年どおりで前年度よりふえるという形かなとは思いますが、中核病院のほうを見てみますと、町が健診がおくれたために大分手術の件数が減って医療収入というのはかなり減っているんですね。ですが、今、柴田町の状況を聞くと、いや、例年よりは、やはりパーセンテージでふえているということであれば、何か例年どおりよりはもっとふえているのかなとちょっと気になったんですが、今手元にあるのは、そうすると、6月に治療を受けた分までなんですか、8月支払いぐらいまでですか。そうすると、7月、8月で支払った分、7月で払った分で106.82%とおっしゃいましたか、その後はまだ全くわからないんですか、まだわからない。ああ、そうですか。はい、わかりました。とりあえず余り影響を受けずに3月分だけは低かったということですね。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。

ほかにありませんか。11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） 一つだけ説明を求めますが、79ページの基金積立金の財政調整基金積立金として8,640万円ということになってはいますけれども、いわゆる前年度の歳計剰余金をこちらに回していますけれども、いわゆる剰余金があった場合に2分の1を基金に積み立てなくちゃならないというルールがあるようなことも聞いていますし、水道事業とかいろんな会

計でその辺の歳計剰余金の扱いをどういうふうにしなくちゃならないのかということを整理して説明をお願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁をお願いします。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） 国保の場合ですが、ルールがありまして、一つのルールが繰越金の2分の1以上相当額を基金に積み立てるという部分と、もう一つ条件がありまして、3年間の保険給付費の12分の3を超えない額というルールがあります。その二つをクリアして今回この金額を基金のほうに積み立てたものでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○11番（大坂三男君） 国保会計だけでなくほかの会計も聞いてよろしいでしょうか、ついでなんで。

○議長（我妻弘国君） それでは、補足説明、財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 歳計剰余金の2分の1の積み立てのルールというのは、地方財政法の規定にあります。ただ、これが一般会計のほうを指しておりまして、特別会計をそのまま守らなきゃいけないかという、そこまでの規定はないのかなというふうには思うんですけども、ただ国保会計みたいに規模が大きくなってくると、ほぼ一般会計と同じように地財法の論理といいますか、やり方を重視するというふうにはなっています。金額が小さい場合については、例えば100万円、200万円のものがあつた場合についてそこまで2分の1というふうなものではございません。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 76ページの今の歳計剰余金という言葉が出たことなんですけれども、歳計剰余金ということは、今度、22年度決算、認定お願いしますということで出されている22年度決算での剰余金というふうに理解してよろしいでしょうか、初歩的なことを聞くようなんですけれども。

それと、なぜこんなことを聞くかという、これは国保会計に限らず、私が常々疑問に思うのは、議会が認定するかしないかというのは法律上、大きな影響は何もないわけですね、否認が出されてもどうでもないということもないのですが、今、こういうふうに国保でいうならば1億6,260万円ですか、剰余金を繰り越しますよというふうに出されているわけですね。決算の認定のある前にここに出ているわけですね。本来ならば決算を認定受けてから出すというのが私からすると筋かなという気がするんですけれども、ちょっと常々、そういう疑問を持っているものですから、国保でなくて一般論で申しわけないんですけれども財政課長に

でもその辺。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 9月議会で行いますのでそのように感じられるかもしれませんが、あくまでも歳計剰余金の予算でございます。見込みと申していただきたいんですが、決算認定がされて、もしもその決算が認定されなければその次の議会での金額については修正しなくちゃいけないということもあるかと思えます。ですから、後先と考えるよりも予算、いわゆる見込み額、限度額、そういう予算としての計上だというふうにご理解いただきたいと思えます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 見込みだということだったんですけれども、よく確定したから剰余金ということで繰り越しのほうに計上するというふうには提案理由で聞くような気がするんです。今のようにあくまでも予算だというならばわかるんですけれども、何かよく確定したからというような言い方をするんですけれども、今言ったように、議会の委員会、本会議で認定されたら額が決まるということですね。そういうふうには理解します。

あともう1点は、さっき質問したというか、前期高齢者と後期高齢者と出ていますね。てっきり国の制度があるとき、後期高齢者、いわゆる75歳以上だという認識はあったんですけれども、前期高齢者というは何歳からなのか、私は後期高齢者という認識しかなかったの

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） 前期高齢者は65歳から74歳までになります。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号、平成23年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号 平成23年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第7、議案第7号平成23年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第7号平成23年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳入につきましては前年度歳計剰余金に伴う繰越金の増額補正であります。

歳出につきましては、消費税及び地方消費税と災害復旧費の工事請負費などの増額補正であります。

これにより歳入歳出それぞれ2,391万5,000円を増額補正し、補正後の総額を26億7,313万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） それでは、81ページをお開きください。

議案第7号平成23年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の詳細について説明申し上げます。

まず、第1条であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,391万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億7,313万7,000円とするものです。

84ページをお開きください。

歳入であります。

款5項1目1繰越金2,391万5,000円を増額補正は、平成22年度歳計剰余金です。

85ページをお願いいたします。

歳出です。

款1項1目2汚水管理費150万円の増額補正であります。平成22年度消費税及び地方消費税の確定申告分並びに平成23年度消費税及び地方消費税中間納付分をそれぞれ増額補正する

ものです。

款2項1目1公共下水道建設費ですが、節2給料90万円の増額補正については補助災害の対象月数の関係から款5災害復旧費の給料から90万円を減額し、組み替えを行ったものであります。

節3職員手当等の時間外手当90万円の増額補正については、災害査定に伴う時間外勤務手当であります。

86ページをお願いいたします。

款4項1目1公債費元金は財源の組み替えです。

款5項1目1下水道施設災害復旧費1,989万3,000円の増額補正であります。主なものは災害復旧舗装工事の2,179万1,000円を見込むものです。これは災害用査定を受けた以外の舗装分においても時間の経過とともにマンホール周辺や管路部において相当数舗装の沈下が生じていることから、舗装工事を計上するものです。財源については一般会計繰入金となっておりますが、款4公債費元金で一般会計繰入金を減額しておりますので、今回の補正で新たに一般会計からの繰入金の増額は生じておりません。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 86ページの災害復旧費の説明で、マンホールの周辺の舗装とかと言いましたけれども、マンホールそのもの、ふたの部分が盛り上がったたりすれば、逆に周りをこうそれに合わせるように高くするとかということなのか。

それから、一般質問で星議員さんが槻木地区のマンホールのことを言っていましたけれども、私のほうも船岡の新栄通線のマンホールがトラックが通るたびに振動がひどいということで、これは役場のほうに言って、その後、どうなったか私も確認していなかったんですけどもそれがどうなったかということですね。新栄通線なんかどうなんですか、下水道をつくるときにああいう大きな道路の下に本管を通してあとは各家にやるということで、マンホールをつくる位置、住民の方から言われたのは自転車が通るぐらいの細い白い線があるんですけども、普通の車が通るならば影響ないらしいんですね。トラックのような幅の広い車が通ると、ちょうどそのマンホールのあるところをタイヤがちょうど通って行って振動になるんだよと。何かもっと場所を変えてマンホールをつくってくれたらよかったのにと言われたもので、ちょっとその辺、確認したいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） 通常のマンホールの上がり下がり、それについては修繕費で対応しているわけですが、今回の舗装につきましては、最終的に災害復旧終わった後に本舗装という形になりますけれども、それに合わせてその前後で管渠が埋設されている部分の舗装が下がっていたり、そういうふうな部分も含めて舗装工事をするということです。新栄通り線なんですけれども、基本的には歩道の下、歩道が広いものですから歩道の下に入っているんですけれども議員さんの前のほう、向こうのほうは歩道の下に水路が走っているんですね。そのために歩道には入れられなくて車道に入っていると。それも法線の関係がありましてちょうどそういうふうな部分、タイヤの下にマンホールが行く部分もあるというふうな状況です。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） これは質問でなくて新栄通線のマンホールのことです。要望のあった住民の方から言われたということでここで伝えておきたいのは、新栄通り線、今回の地震で歩道が結構やられたと。ほかの町道よりも金かけていなかったのかと言いは悪いんですけれども、そういうことを言われたので、これは答弁ではなくてそういう意見があったということですね。それと、なんか縁石もほかの町道よりも細いんじゃないかと。私、ふだんよく通っているけどこういうところは地元の女性らしい見方というんですが、意外と思ったのは、そう言われると縁石が細いというのが女性らしい見方をしたのか、これは質問でも何でもなくてこういう意見があったとだけ、申しわけないですけれどもついでと言ったら何ですけれども、以上です。

○議長（我妻弘国君） 調査させておきます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号、平成23年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

第8 議案第8号 平成23年度柴田町介護保険特別会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第8、議案第8号平成23年度柴田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第8号平成23年度柴田町介護保険特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、平成22年度介護保険特別会計決算による歳計剰余金の繰り越し、介護給付費の確定に伴う国庫支出金等の精算及び国県補助金によるものでございます。

歳入につきましては、平成22年度の決算による繰越金の確定と、国と県の補助金が主な内容になっております。

歳出につきましては、平成22年度介護給付費の確定による国県支払い基金、町一般会計への返還金及び船岡城址公園に福祉遊具を設置するための工事請負費と町内介護保険施設の消防設備設置のための補助金等でございます。

これにより歳入歳出それぞれ2,375万8,000円の増額補正となり、補正後の予算総額は21億9,255万9,000円となりました。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） それでは、議案第8号平成23年度柴田町介護保険特別会計補正予算について補足説明をいたします。

議案書89ページをごらんいただきたいと思います。

今回の補正予算については、介護給付費の確定や事業の補助の内示により、歳入歳出それぞれ2,375万8,000円を増額し、歳入歳出総額をそれぞれ21億9,255万9,000円とするものであります。

歳入について説明いたします。

93ページをごらんいただきたいと思います。

第1款保険料の増額64万5,000円は、第1号被保険者の特別徴収保険料の増加に伴うもの
あります。

第3款の国庫支出金の増額300万円は、地域介護・福祉空間整備推進交付金の決定を受け、
船岡城址公園内に設置予定の福祉遊具整備費用として計上するものであります。

第5款県支出金の増額270万円は、介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業補助金の決定を受
けまして、介護施設の安全な運営のため、消防施設未設備の施設への整備費用として計上す
るものです。

第7款繰入金の45万9,000円の増額は、船岡城址公園に設置する福祉遊具施設設置工事補助
金等の差額を一般会計からの繰り入れとするものであります。

次のページをごらんいただきます。

第8款の繰越金1,695万4,000円の増額は、平成22年度の介護保険事業の精算による歳計剰
余金により繰り越すものであります。

続きまして、歳出の補正について説明申し上げます。

95ページでございます。

第1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の工事請負費345万9,000円の増額は、先ほど
来、歳入でも申し上げていますが、地域介護福祉空間整備推進工事で船岡城址公園内に福祉
遊具の設置のためのものであります。同じく負担金補助及び交付金270万円の増額は、介護保
険緊急基盤整備等臨時特例基金事業による町内グループホームのスプリンクラー設備設置に
伴う補助金であります。対象はグループホームのゆう柴田でございます。

第1款総務費3項介護認定費の増額補正でございますが、申請件数の増加に対応するた
めの介護認定調査員賃金61万6,000円と調査車両の燃料費4万9,000円であります。

7款諸支出金1項償還金23償還金利子及び割引料1,190万8,000円の増額であります
が、平成22年度介護保険給付費の精算による国庫県支払い基金への償還金であります。

次のページをごらんいただきます。

同じく2項の繰出金目1他会計繰出金の502万6,000円の増額は、平成22年度の介護保険給
付費の精算による町一般会計に繰り出すものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。質疑ありませ
んか。1番平間奈緒美さん。

○1番（平間奈緒美君） 95ページ、総務費の1一般管理費節15の工事請負費の中で地域介護

福祉空間整備推進工事とあります。福祉遊具を船岡城址公園内に設置するという事なんですけれども、どのような遊具を予定しているか伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。介護予防の取り組みとして身近な公園に運動機能を向上させるための介護予防遊具を設置し、高齢者等に自由に利用してもらって適度な運動、効率的かつ安全に実施することにより健康な状態を維持して介護予防に資するという事を目的としております。事業名として私ども考えておりますのは、高齢者のための多目的広場整備事業ということで、5年間事業で初年度、今年度、船岡城址公園内に福祉遊具4基を予定しております。具体的に申しますと、リフレッシュベンチというんですが、背もたれ式のを使って背伸び運動ができるような、腰掛けに座って背もたれをするようなベンチ、バーを背にして立って上半身をひねるツイストという器具でございます。ステップといいまして両わきを手すりにつかんで台を上り下りすると、昇降運動のステップという器具です。あとリズムボード、両わきを交互に深く踏み込んでリズムよく体重を移動することで大腿部の運動とバランス感覚を養うもの、この4基を船岡城址公園内の下の駐車場から遊歩道、三の丸に上る遊歩道があるんですが、途中で平場があるんですけれども、その場所に4基と使い方の解説板もあわせて設置して使い方を見ながら有効に使っていただくかなというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） せっかくだけでPRというか、城址公園の上っていくところにつけるということなので、ぜひPRも兼ねてカラーか何かでパンフレットみたいなのを置いておくとか、あとは中央公園のほうにも福祉器具があるということなので、そういったPRも兼ねて何かリーフレットというか、パンフレットというか、示すことはもし検討していただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○福祉課長（駒板公一君） せっかくだけでも有効に活用されなければ意味がございませんので、PR等には鋭意努めていきたいというふうに思っています。

○議長（我妻弘国君） ほかにありませんか。3番佐久間光洋君。

○3番（佐久間光洋君） 福祉用具というのは私も初めて聞いたんで今の説明で大体わかったんですけれども、船岡ばかりでなくて、隣の人も言いにくいから私がかわりに言ってやっているものなんですけれども、そんなにいいんだったら町内、これから各種なところにやって

いくというふうな予定はあるんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） ただいま説明でも申し上げたんですが、5年間の事業と考えておりますので、逐次町内の公園の中に整備していきたいというふうに思います。最初は船岡城址公園ということなんですが、船岡、船迫、町内の公園を見ながら整備していきたいというふうに思っています。

○議長（我妻弘国君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号、平成23年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第9号 平成23年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第9、議案第9号平成23年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第9号平成23年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、平成22年度後期高齢者医療特別会計決算による歳計剰余金の繰り越しが主な内容となっております。

歳入につきましては、決算による繰越金確定に伴う増額であります。

歳出につきましては、広域連合への支出金及び一般会計への繰出金の増額補正であります。

これにより歳入歳出それぞれ519万8,000円を増額補正し、補正後の予算総額は3億735万

4,000円となりました。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書97ページをお開きいただきたいと思います。

議案第9号平成23年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算でございます。

第1条関係ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ519万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億735万4,000円とするものでございます。

100ページをお開きください。歳入になります。

款1項1目2普通徴収保険料22万5,000円の増額です。これにつきましては滞納繰越分の徴収見込み増によるものでございます。

款4項1目1繰越金497万3,000円の増額ですが、これにつきましては平成22年度歳計剰余金の繰り越しでございます。

続いて、101ページをお願いいたします。

歳出になります。

款2項1目1後期高齢者医療広域連合納付金504万4,000円の増額ですが、これにつきましては平成23年4月、5月の出納整理期間中に収納した平成22年度分の保険料収入を広域連合に納付するものでございます。

次に、款3項2目1一般会計繰出金15万4,000円の増額ですが、これにつきましては平成22年度事務費繰り入れの精算により繰り戻しするもので、一般会計に繰り戻しいたします。

以上でございます。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号、平成23年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算の採決を行います。

す。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第10号 平成23年度柴田町水道事業会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第10、議案第10号平成23年度柴田町水道事業会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第10号平成23年度柴田町水道事業会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、6月1日の人事異動に伴う人件費の補正であります。

収益的収入支出及び資本的収入及び支出のいずれにおいても収入の補正はなく支出のみの補正となります。収益的支出は782万4,000円を減額し、補正後の予算総額は12億2,602万7,000円となります。また、資本的支出は122万9,000円を増額し、補正後の予算総額は3億5,248万3,000円となります。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） それでは、103ページをお開き願います。

議案第10号平成23年度柴田町水道事業会計補正予算であります。

第2条は、予算で定めた業務の予定量を次のように改めるもので、主要な建設改良事業を122万9,000円増額補正し、2億153万1,000円に改めようとするものです。

第3条です。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額であります。収入についての補正はありません。支出であります。第1款水道事業費用の既決予定額12億3,385万1,000円を782万4,000円減額補正し、12億2,602万7,000円に改めようとするものです。

その内容ですが、第1項営業費用の既決予定額11億3,428万4,000円を782万4,000円減額補正し、11億2,646万円に改めようとするものです。

第4条であります。予算第4条中、括弧書きの資本的収入額が資本的支出額に対して不

足する額、2億3,245万3,000円を2億3,368万2,000円に、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額870万2,000円を695万6,000円に、過年度分損益勘定留保資金1億5,028万円を1億8,393万7,000円に、当年度分損益勘定留保資金7,347万1,000円を4,278万9,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のように補正するものです。

収入については補正がありません。

支出であります。第1款資本的支出の既決予定額を122万9,000円増額補正し、3億5,248万3,000円に改めようとするものです。その内訳ですが、第1項建設改良費の既決予定額を122万9,000円増額補正し、2億296万8,000円に改めようとするものです。

104ページをお願いします。

第5条であります。予算第7条に定めた経費の金額、つまり議会の議決を得なければ流用することのできない経費の金額で、6月1日の人事異動によりまして職員1名が減員となりましたので職員給与費を581万5,000円減額補正し、補正後の額を9,640万円に改めようとするものです。

111ページをお開きください。

収益的収入支出補正予定額実施計画明細書で説明申し上げます。

収入についての補正はありません。

支出であります。款1項1営業費用782万4,000円の減額補正であります。主に人事異動に伴う人件費並びに法定福利費の増減であります。目2配水及び給水費の時間外手当204万1,000円の増額補正については、災害に伴う漏水修理並びに日本水道協会宮城県支部災害時相互応援計画に基づいて石巻市に給水派遣した職員の時間外手当を計上するものです。

112ページをお願いいたします。

資本的収入支出補正予算予定額実施計画明細書です。

収入についての補正はありません。

支出であります。款1項1建設改良費122万9,000円を増額補正するものであります。それぞれ人事異動に伴う人件費、法定福利費の増減であります。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。収入支出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号、平成23年度柴田町水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時48分 散 会

上記会議の経過は、事務局長長谷川 敏が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年9月8日

議 長

署名議員 番

署名議員 番